

01 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度予算（案） 20,000百万円（新規）

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること※ 等
（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

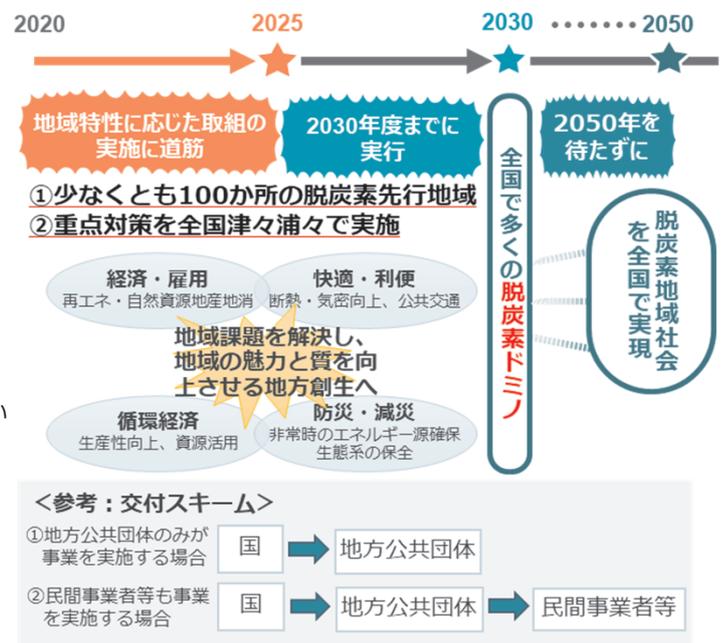
再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

※詳細をご確認されたい場合は下記及び次ページもご参照下さい
<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html>

2. 重点対策加速化事業への支援

（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等



事業スキーム

事業形態

交付金

交付率

1. 脱炭素先行地域づくり事業
原則 2 / 3

※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4

交付対象

地方公共団体等

2. 重点対策加速化事業への支援
2 / 3 ~ 1 / 3 等

実施期間

令和4年度～令和12年度

01

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

(参考) 事業内容等について

事業区分	1.脱炭素先行地域づくり事業	2.重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例:公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例:未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例:新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例:ZEH、ZEH+, 既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例:地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEVを導入する場合に限る 〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※①(太陽光発電設備除く)及び②について、財力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は3/4、②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

令和4年度予算(案) 800百万円(1,200百万円) 令和3年度補正予算額 1,650百万円

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

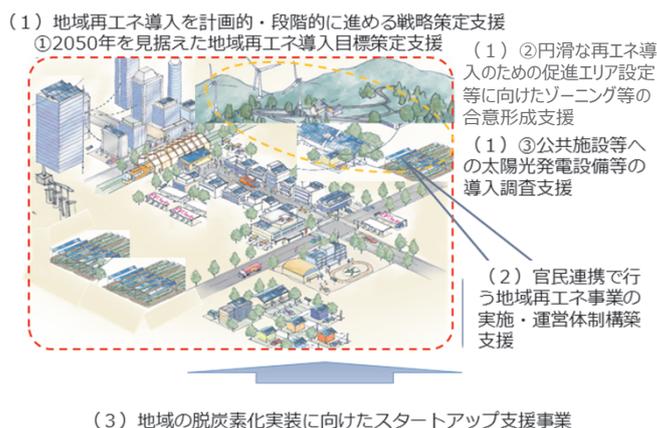
(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム(電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等)の検討から、体制構築(地域新電力等の設立)、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

2050年カーボンニュートラルの実現



事業スキーム

事業形態

- (1)間接補助事業
- (2)間接補助事業
- (3)委託事業

委託先及び補助対象

- (1)①②地方公共団体、③地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)
- (2)地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)
- (3)民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和5年度
※(1)③は令和4年度～

02

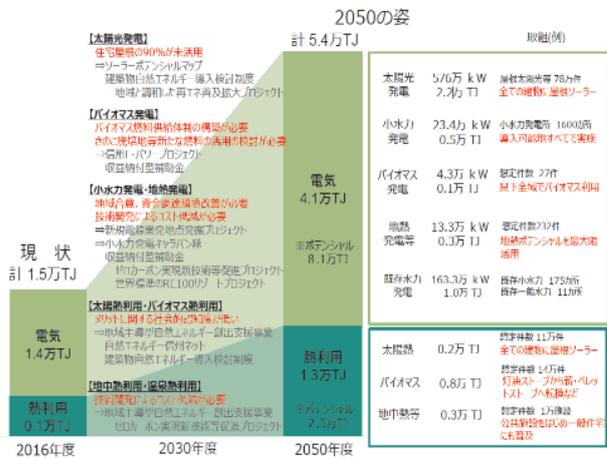
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

事業内容

- ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。
- ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

- ①② 地方公共団体
- ③ 地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)

実施期間

令和3年度～令和5年度
※(1)③は令和4年度～

補助率

①②③ 定率 3 / 4

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち

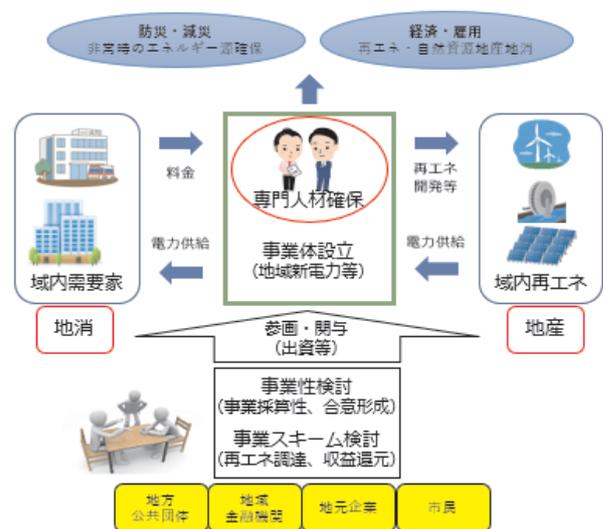
02 (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

- 事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- 事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- 事業体（地域新電力等）設立に必要な需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- 専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- 事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)

実施期間

令和3年度～令和5年度

補助率

・地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合

2 / 3

・地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合

1 / 2

・上記以外の場合

1 / 3

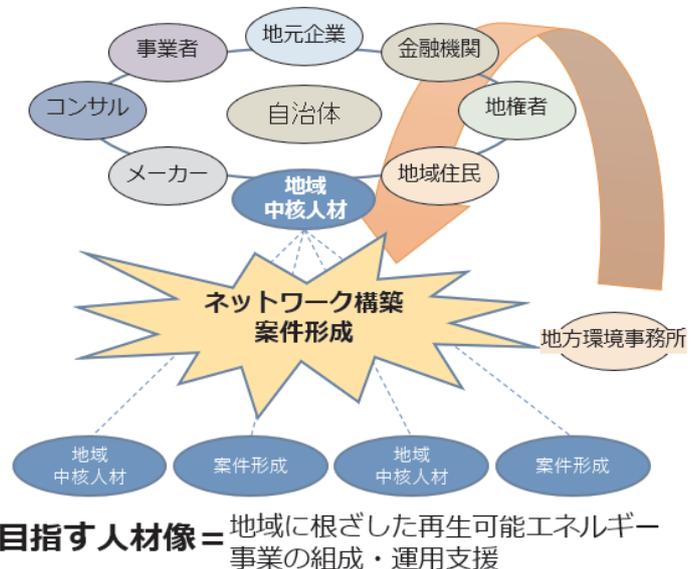
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業うち

02 (3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

事業内容

- ① 地域人材に対する研修・コンサルティングやネットワーク構築を通じた活動支援
 地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材を育成し、他地域の中核人材やこれから取り組む地域の人材とのネットワークや相互学習の体制を構築する。
- ② 促進エリア設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
 地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。
- ③ 地方環境事務所における地域の脱炭素化実装に向けた支援事業
 地方環境事務所が核となり、各省地方支分部局と連携して、地域の再エネの利用促進等のための取組や、地域の企業や外部有識者等と連携して、地域に根ざした脱炭素取組を推進する。



事業スキーム

事業形態

委託事業

委託先

民間事業者、団体等

実施期間

令和3年度～令和5年度
 ※ (3) ③は令和4年度～

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

令和4年度予算(案) 2,000百万円(5,000百万円) — 令和3年度補正予算額 7,000百万円

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

事業内容

公共施設※¹への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

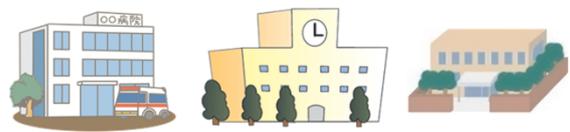
- ① 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO₂型設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。CO₂削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)

※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWhを補助(上限あり)。

- ② 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

地方公共団体
民間事業者・団体等
(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)

実施期間

令和3年度～令和7年度

補助率

①再生可能エネルギー設備等の導入
・都道府県・指定都市
1/3

・市区町村(太陽光発電又はCGS)
1/2

・市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島
2/3

※共同申請する民間事業者も同様

①再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定
1/2 (上限:500万円/件)

お問合せ

環境省大臣官房環境計画課

☎03-5521-8233

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

☎03-5501-3155

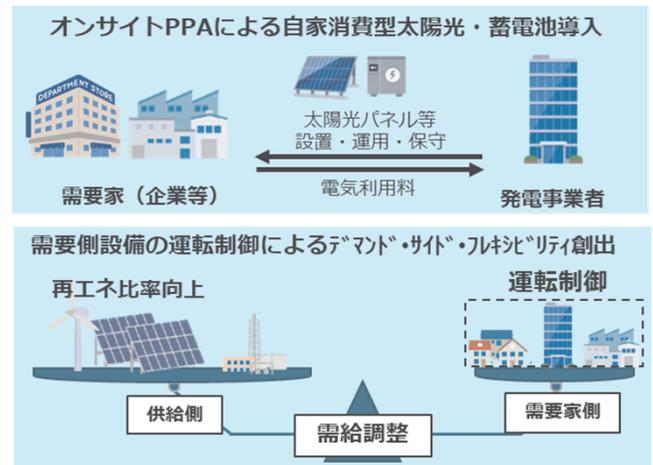
PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

令和4年度予算(案) 3,800百万円(5,000百万円) — 令和3年度補正予算額 11,350百万円

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
 2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



* EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

事業スキーム

事業形態

間接補助事業
委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

- (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度
(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち
**(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の
 価格低減促進事業（経済産業省連携事業）**

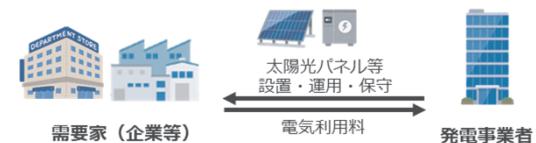
初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、
 ストレージパリティの達成を目指します。

事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がります。（電力をその場で消費する形態のため）電力システムへの負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ① 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円/kW	○	○	○			○
5万円/kW				○	○	

事業スキーム

事業形態

- ① 間接補助事業
- ② 委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体

補助率

○太陽光発電設備

・定額（4～5万円/kW）

※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）

○蓄電池

・家庭用 定額（上限：補助対象経費の1/3）

・業務・産業用 定額（上限：補助対象経費の1/3）

実施期間

令和3年度～令和6年度

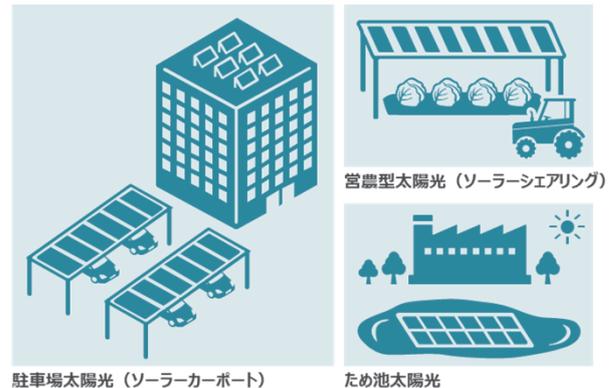
04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省連携事業)

地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

事業内容

- ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③ オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④ 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）
再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。
- ⑤ 未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）
未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新增設に限る）。
- ⑥ 新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

ため池太陽光

※コスト要件

①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

事業スキーム

事業形態

- ①～⑤：間接補助事業
⑥：委託事業

補助率

- ・計画策定 3/4（上限1,000万円）
・設備導入 1/3、1/2

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

- ①④⑥ 令和3年度～令和6年度
②③⑤ 令和4年度～令和6年度

04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

事業内容

1. 太陽光や風力等の変動性再エネの主力電源化のためには、出力変動や予測誤差に応じて、需要側設備の電力需要等を遠隔で制御できる体制の構築が有効となる。本事業では、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー・マネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等の導入を支援する。

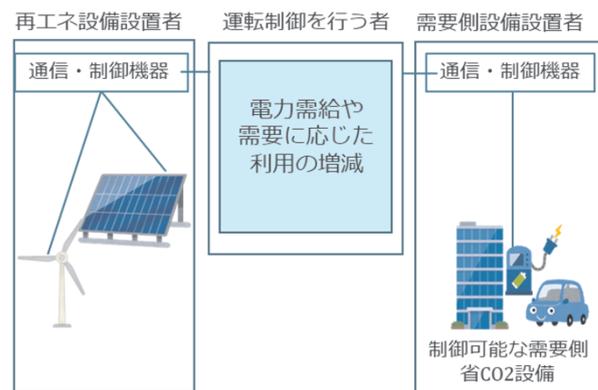
* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限る（上限あり）

* 設備導入年度の終了後、少なくとも3年間、市場連動型の電力契約を結ぶ事業者について優先採択を行う。

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

オフサイトより運転制御可能な需要側設備や再エネ発電設備

**事業スキーム****事業形態**

間接補助事業

補助対象

民間事業者・団体等
(設備設置者)

実施期間

令和2年度～令和6年度

補助率

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

1 / 2 (※一部上限あり)

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

1 / 3 (※電気事業法上の離島は1 / 2)

04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

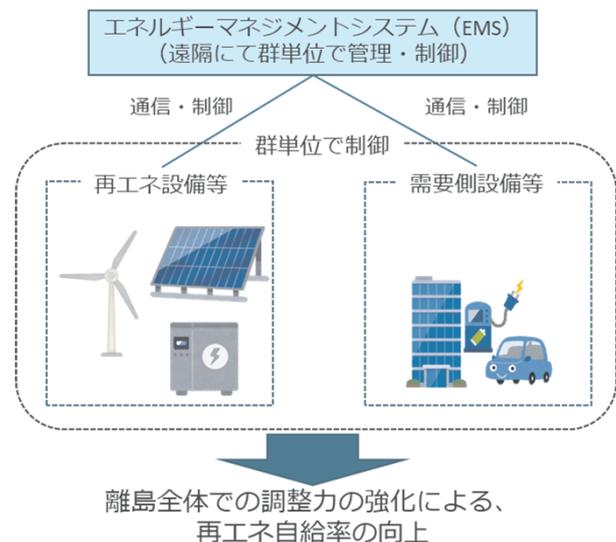
(3) 2. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

事業内容**2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業**

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。

一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

**事業スキーム****事業形態**

間接補助事業

補助率

- ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
- ・ 設備等導入 2 / 3 (一部上限あり)

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和6年度

04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による 建物間融通支援事業

省CO2と災害時の電力確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

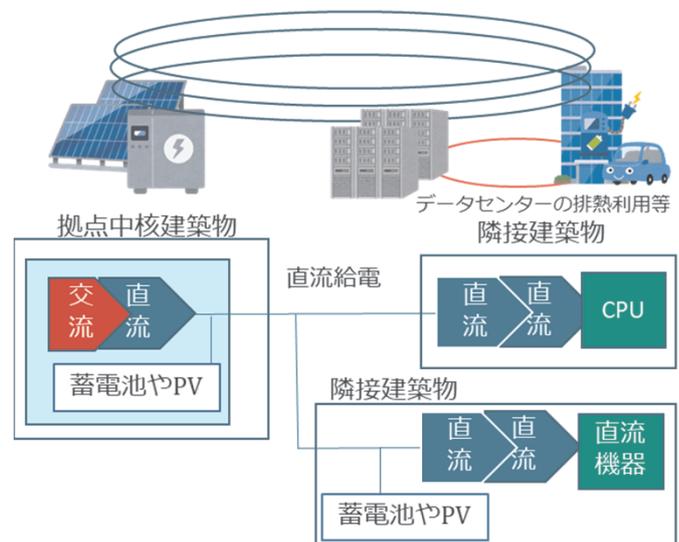
事業内容

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、複数の建物をつなぎ、直流給電システムを構築することで、一定エリア内で平時の省CO2を図り、災害時に地域の避難拠点を形成等する事業者に対して計画策定や設備等導入支援を行う。

直流給電システムの構築



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

- 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
- 設備等導入 1 / 2 (一部上限有り)

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和2年度～令和6年度

(5) 1. データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

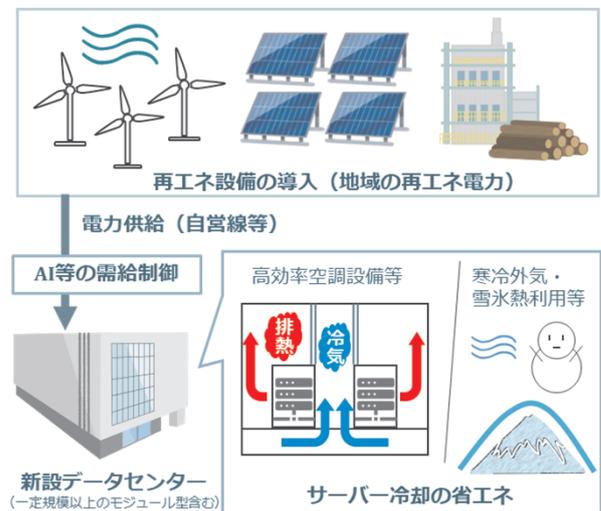
事業内容

① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される

（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。



事業スキーム

事業形態

① 間接補助事業

補助率

1 / 2

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和6年度

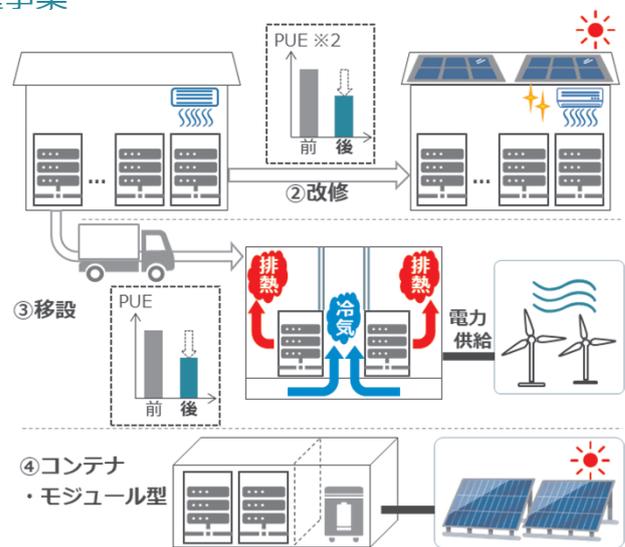
04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (5) 2. データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化 促進事業（総務省連携事業）

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

事業内容

- ② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO₂改修促進事業
既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ③ 省CO₂型データセンターへのサーバー等移設促進事業
省CO₂性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO₂性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ④ 地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業
省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。
- ⑤ 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業
再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。



事業スキーム

事業形態

- ②～④ 間接補助事業
- ⑤ 委託事業

補助率

- ②～④
- 1 / 2

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和6年度

04

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち
(6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

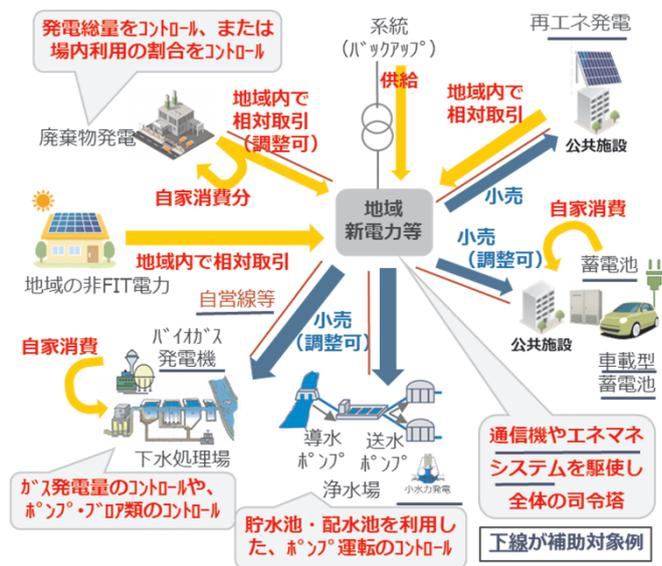
事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

2 / 3 (一部上限有り)

補助対象

地方自治体・民間事業者等

実施期間

令和2年度～令和6年度

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)

令和4年度予算(案) **5,500百万円** (6,000百万円) 令和3年度補正予算額 **7,500百万円**

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

- ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
- ② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

- ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
- ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)

(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)

(4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)

※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択
 ※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体一般

実施期間

メニュー別スライドを参照

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) 新築建築物のZEB化支援事業

新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する
高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

● 補助要件等（①）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

● 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替え・改修を行う事業

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5	『ZEB』3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～ 10,000m ²	ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体 のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

上図の通り

※①②上限5億円/年（延べ面積2,000m²未満の建築物は上限3億円/年）

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体一般

実施期間

- ① 令和2年度～令和5年度
- ② 平成31年度～令和5年度

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 既存建築物のZEB化支援事業

既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する
高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

● 補助要件等（①）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

● 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替え・改修を行う事業

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ~ 10,000m ²	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

上図の通り

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体一般

※①②上限5億円/年（延べ面積2,000m²未満の建築物は上限3億円/年）

実施期間

- ① 令和2年度～令和5年度
- ② 平成31年度～令和5年度

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容**(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）**

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：
既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：
オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
※①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築 	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結 	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用 	1/3

事業スキーム**事業形態**

間接補助事業

補助率

1 / 3

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体一般

実施期間

平成31年度～令和5年度

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

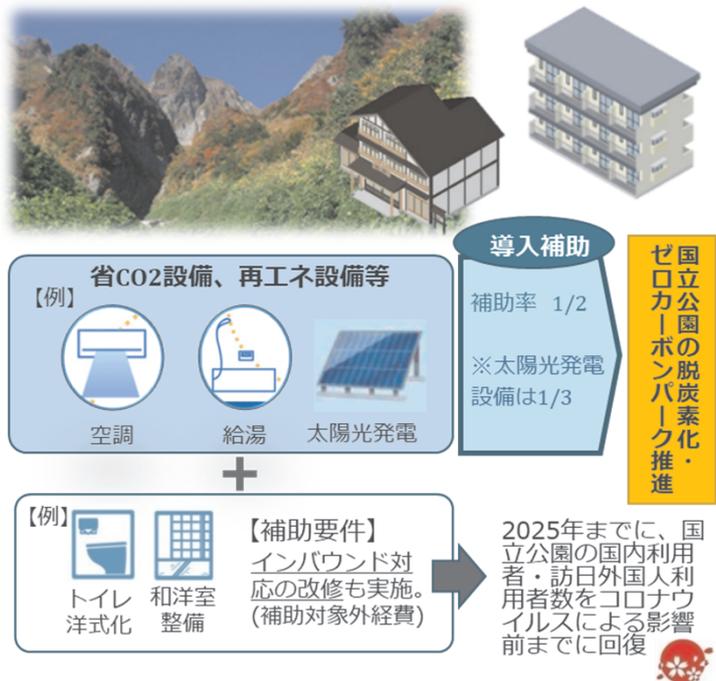
(4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

事業内容**(4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業**

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舍事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO2削減

**事業スキーム****事業形態**

間接補助事業

補助率

1 / 2 (太陽光発電設備のみ1/3)

補助対象民間事業者・団体
地方公共団体一般**実施期間**

平成30年度～令和5年度

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2改修に資する
 高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

- 補助対象経費：
 上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

1 / 2 (太陽光発電設備のみ1/3)

補助対象

民間事業者・団体
 地方公共団体等

実施期間

平成28年度～令和5年度

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 (一部 経済産業省・国土交通省 連携事業)

令和4年度予算(案) 5,500百万円 (8,000百万円)

2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

事業内容

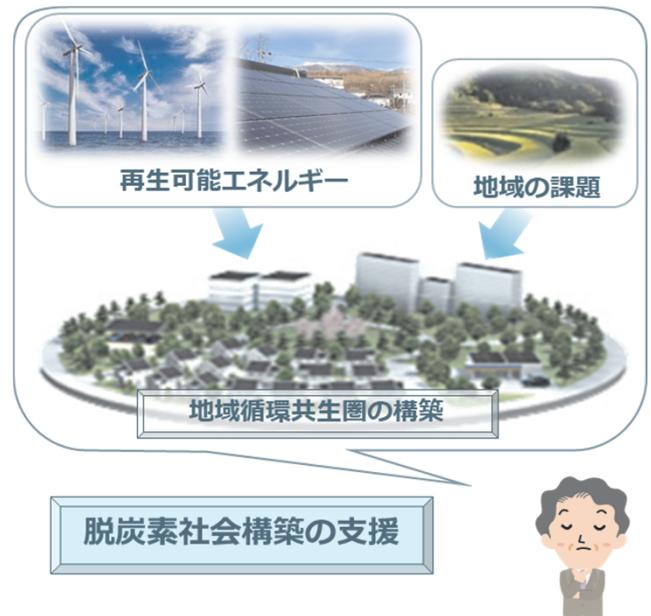
(1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業

(2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

(3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業



事業スキーム

事業形態

間接補助事業
委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体、
地方公共団体等

実施期間

令和元年度～令和5年度

お問合せ

地球環境局地球温暖化対策事業室
水・大気環境局 自動車環境対策課

☎0570-028-341
☎03-5521-8303

自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室

☎03-5521-8280

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち

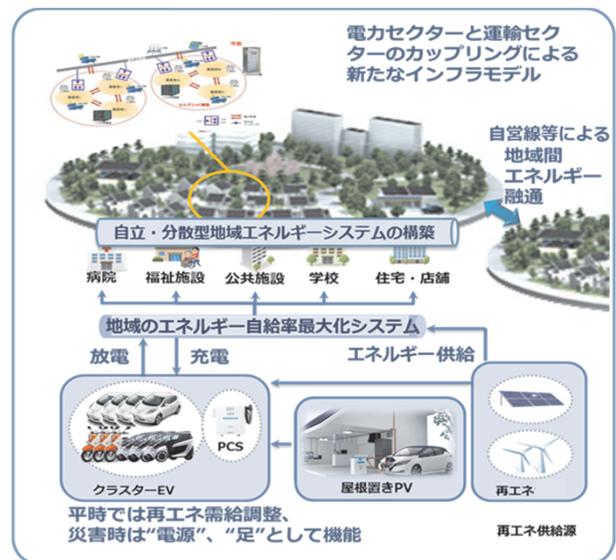
06 (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの構築等を支援します。

事業内容

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。
- ② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業（委託）
地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証等を行う。
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業
スマート街路灯等（通信ネットワーク化したLED街路灯等）又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯等には環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な日射量等の気象データを収集する。

※ ①においてEVを購入により導入する場合には、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）



地域の自立・分散型エネルギーシステム

事業スキーム

事業形態

- ①③ 間接補助事業
- ②③ 委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体等

実施期間

令和元年度～令和5年度

補助率

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
 - ・ 計画策定 3 / 4（上限1,000万円）
 - ・ 設備等導入 2 / 3
 - * EVを購入により導入する場合には、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）
 - ※令和4年度は、令和3年度から継続する設備導入事業の支援と、令和3年度に本補助事業で計画策定した事業に係る設備導入事業の募集のみを行い、新規案件の募集は行わない。
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業
 - ・ 計画策定 3 / 4（上限1,000万円）
 - ・ 設備等導入

スマート街路灯等	1 / 3
ソーラー街路灯等	1 / 4

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち

06 (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ① 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。
- ② 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。
- ③ 全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）



事業スキーム

事業形態

- ①② 間接補助事業
- ③ 委託事業

補助率

- ① 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業
 - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
 - ・ 設備等導入 2 / 3
- ② 温泉供給設備更新時の省エネ設備導入事業
 - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
 - ・ 改修事業 1 / 2

委託先及び補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体等

実施期間

令和2年度～令和5年度

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち

06 (3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

新たな地域モビリティの活用等により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

事業内容

① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に必要な設備等の導入支援を行う。

② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助）

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。

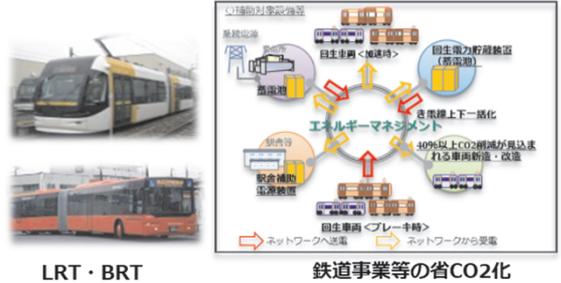


③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。



グリーンスローモビリティ（※）



※ ①においてEVを購入により導入する場合には、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

事業スキーム

事業形態

- ①②③ 間接補助事業
- ② 委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体等

実施期間

令和元年度～令和5年度

補助率

① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- 計画策定 3 / 4（上限1,000万円）
- 設備等導入 1 / 2

* EVを購入により導入する場合には、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

※令和4年度は、令和3年度から継続する設備導入事業の支援のみを行い、新規案件の募集は行わない

② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業

車両導入 1 / 2

③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

- LRT及びBRTの車両等の導入 1 / 2
- 車両新造・改修 1 / 2（中小・公営・準大手等）
- 回生電力 1 / 2（中小）
- 1 / 3（公営・準大手・JR<本州3社以外>等）
- 1 / 4（JR本州3社・大手民鉄）

07 バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部 経済産業省 連携事業）

令和4年度予算（案） 1,200百万円（1,200百万円）

配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図ります。

事業内容

① バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業…委託

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援及び実証事業を実施。

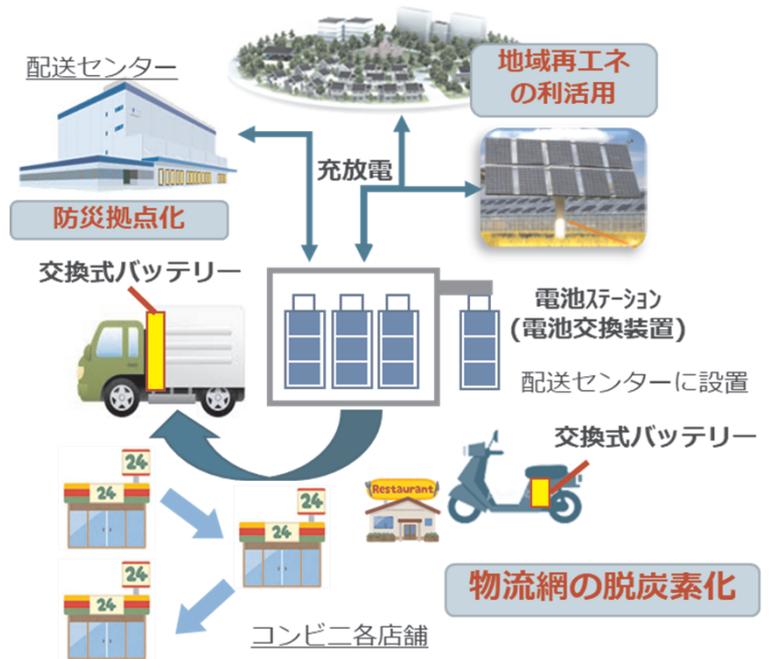
② バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業…補助（補助率3/4）

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスタープラン策定）を支援。

③ 地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業…補助（補助率1/2）

荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



事業スキーム

事業形態

- ① 委託事業
- ②③ 間接補助事業

委託先及び補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体
 （③については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）

実施期間

令和2年度～令和6年度

補助率

- ② バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討事業（マスタープラン策定）
3 / 4
- ③ 地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業
1 / 2
※地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須

お問合せ

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 ☎03-5521-8302
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

☎0570-028-341

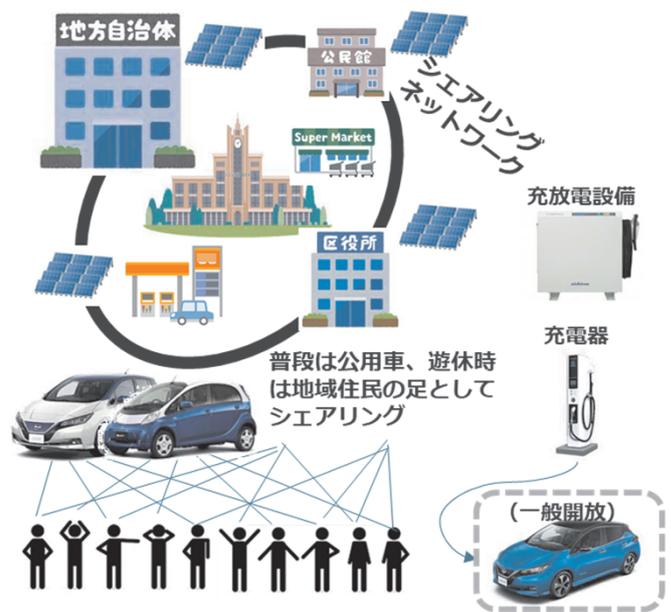
再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

令和3年度補正予算額 1,000百万円

地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化[※]し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
[※]民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

1 / 2、1 / 3、定額

※一部上限あり

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体等

実施期間

令和3年度

脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)

令和4年度予算(案) 6,580百万円(6,580百万円)

脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

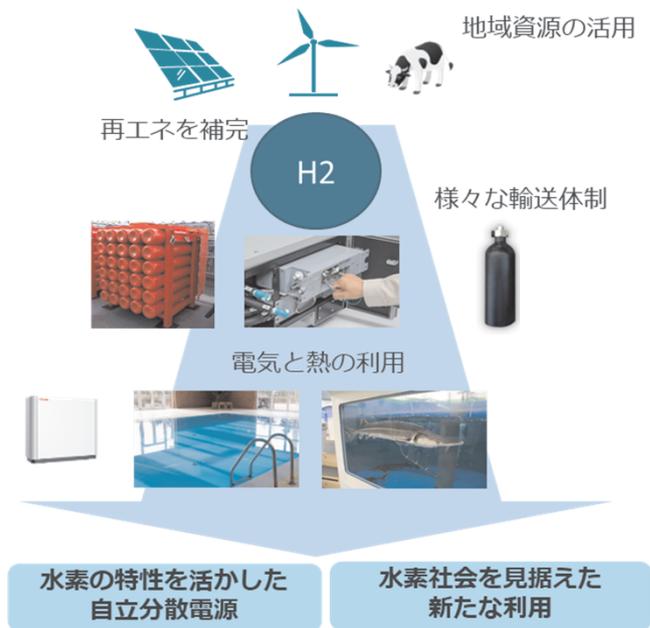
事業内容

(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業

(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

- ① 水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業
- ② 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
- ③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業



事業スキーム

事業形態

直接補助事業
間接補助事業
委託事業

委託先及び補助対象

地方公共団体
民間事業者・団体等

実施期間

令和2年度～令和7年度

お問合せ

(1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ☎0570-028-341
(2) 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 ☎03-5521-8302

脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）のうち

09 (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業

地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

事業内容

① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業（委託）

脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行います。

② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業（委託）

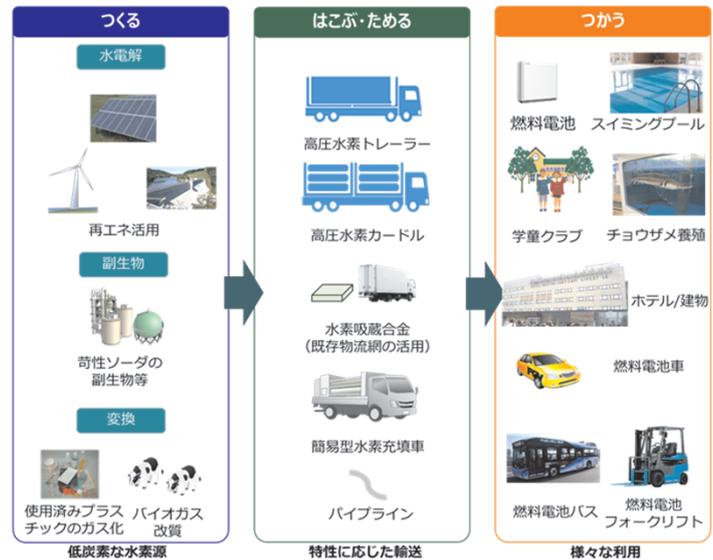
地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行います。

③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業（補助）

防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行います。

④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業（補助）

これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行います。



事業スキーム

事業形態

- ①②委託事業
- ③④間接補助事業

委託先及び補助対象

地方公共団体
民間事業者、団体等

実施期間

- ①令和4年度～令和7年度
- ②令和2年度～令和7年度
- ③令和4年度～令和5年度
- ④令和4年度～令和6年度

補助率

- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業
中小企業及び政令指定都市以外の市町村
2/3
中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市、又は特別区並びに上記以外
1/2
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業
地方公共団体
2/3

脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）のうち

09

(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

事業内容

①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・重機・農機等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行います。

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】

重量車両・重機・農機等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



重量車両

重機

農機



②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援します。

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス

燃料電池
フォークリフト

③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援します。

事業スキーム

事業形態

- ①の一部 委託事業
- ①の一部 直接補助事業
- ②③間接補助事業

委託先及び補助対象

地方公共団体
民間事業者・団体等

実施期間

- ①～②令和3年度～令和6年度
- ③令和3年度～令和7年度

補助率

- ① 水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業
1 / 2
- ② 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
 - ・ 燃料電池バス（1台当たり（本体価格）
1 / 3 <平成30年度までに導入した実績のある団体>
1 / 2 <平成31年度以降に導入する団体>
 - ・ 燃料電池フォークリフト（エンジン車両との差額）
1 / 3 <令和2年度までに導入した実績のある団体>
1 / 2 <初めて導入する団体>
- ③ 再エネ水素ステーション保守点検等支援事業
 - ・ 地域再エネ水素ステーション保守点検支援事業 2 / 3
 - ・ 設備の高効率化改修による省CO2促進事業
2 / 3 <地方公共団体（政令都市未満）・民間事業者（資本金1000万円未満）>
1 / 2 <地方公共団体・民間事業者（上記以外）>

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

令和4年度予算（案） 21,530百万円（25,950百万円）

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

事業内容

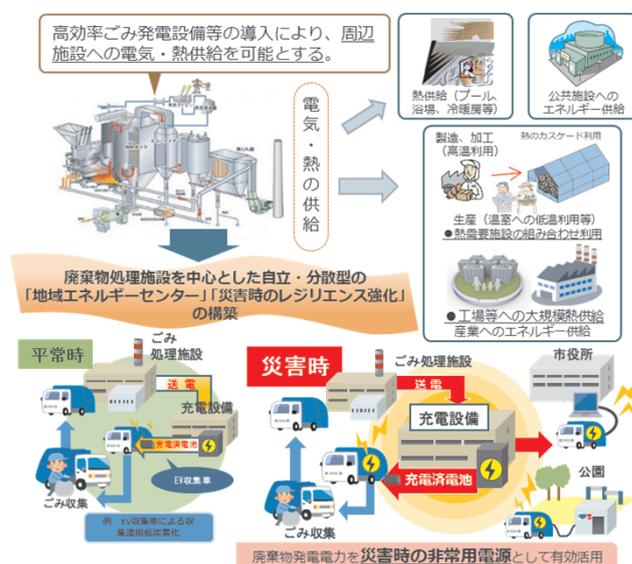
近年、気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害もたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。具体的に、以下の事業の一部を補助する。

(1) 交付金

- ・ 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- ・ 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- ・ 計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/3交付

(2) 補助金

- ① 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ② 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ③ 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助）
- ④ 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ⑤ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助



事業スキーム

事業形態

- (1) 交付金
- (2) 間接補助事業

交付及び補助対象

- (1)、(2)①②：市町村等
- (2)③④⑤エネルギー供給側：市町村等
エネルギー需要側：市町村等・民間団体等

実施期間

平成27年度～

補助率

(1) 交付金

- ・ 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設） 1 / 2, 1 / 3
- ・ 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設） 1 / 2
- ・ 計画・調査策定（計画支援・集約化） 1 / 3

(2) 補助金

- ① 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設） 1 / 2, 1 / 3
- ② 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設） 1 / 2
- ③ 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備 1 / 2
（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3 / 4、蓄電池：1 / 2）
- ④ 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備 1 / 2
- ⑤ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査 定額